

○出雲市地域総合整備資金貸付要綱

(平成17年出雲市告示第118号)

改正 平成17年5月31日告示第271号 平成19年4月1日告示第118号
平成22年2月25日告示第60号 平成22年12月3日告示第478号
平成25年8月1日告示第329号 平成27年4月1日告示第289号
令和7年4月1日告示第160号

(目的)

第1条 この要綱は、出雲市(以下「市」という。)が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付け)

第2条 市は、予算の範囲内において地域総合整備資金を貸し付けるものとする。

(貸付対象費用)

第3条 貸付けの対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。)

(貸付対象事業)

第4条 貸付けの対象となる事業は、市が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。
- (3) 用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第5条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第6条 第4条に規定する貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、20億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第3条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から補助金等の額を控除した額(ただし、用地

取得費を第3条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の50パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第3条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント)未満とする。

4 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき策定した出雲市定住自立圏形成方針又は出雲市定住自立圏共生ビジョンに掲げた取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

5 連携中枢都市圏構想推進要綱平(成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づき締結した広島市と出雲市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約に掲げた取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

6 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第7条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第8条 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第9条 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第10条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第11条 市は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第12条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第13条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第14条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に
関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算
開始の申立てがあったとき。
- (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第10
2号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市が請求したときは、期限
の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
 - (1) 借入人が、市が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したと
き。
 - (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸
付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成
されることが困難になったとき。
 - (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部
を繰上償還したとき。
 - (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
 - (6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき
又は義務の履行を怠ったとき。
 - (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったと
き又は競売の申立てがあったとき。
 - (8) 借入人が解散したとき。
 - (9) 保証人が前3号に規定する事由のいずれかに該当したとき。
 - (10) 前各号のほか市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。(借入申請)

第15条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)
は地域総合整備資金借入申込書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に、財団
が定める地域総合整備資金貸付要綱第14条に規定する次の書類を添付して、市に
申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書
 - (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金
調達に係る計画書
 - (3) 年度別損益・資金収支計画書
 - (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
 - (5) 連帯保証予定者の意見書
 - (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料
- (貸付けの決定)

第16条 市は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団に貸付対象事業に
ついての総合的な調査・検討を依頼し、その結果に基づき決定するものとする。
(貸付決定の通知等)

第17条 市は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整
備資金貸付決定通知書(様式第3号)を交付し、貸付けを行わないことを決定した
申請者に対しては、この旨を通知するものとする。
(事情変更による決定の取消し)

第18条 市は、地域総合整備資金貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とするものとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。
(貸付契約等)

第19条 第17条の規定に基づき貸付けの決定を受けた者は、金銭消費貸借契約証書(様式第4号)により市と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。

2 前項の金銭消費貸借契約の締結にあたっては、第11条に定める保証人は、保証書(様式第5号)を市に提出しなければならない。
(貸付金の交付)

第20条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して市の指定する借入人名義の金融機関口座へ振り込む方法により行う。
(状況報告等)

第21条 貸付けの決定を受けた者は、貸付対象事業を年度を越えて実施する場合には、当該事業が完了するまでの間、毎事業年度終了後速やかに地域総合整備資金貸付事業進捗状況報告書(様式第6号)により、市に報告しなければならない。
(完了届)

第22条 貸付けの決定を受けた者は、貸付対象事業が完了したときは、速やかに地域総合整備資金貸付事業完了報告書(様式第7号)を市に提出しなければならない。
(貸付金の管理)

第23条 市は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。
(貸付け等に係る事務の委託)

第24条 市は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務等を財団に委託するものとする。
(事務委託の手続)

第25条 前条に規定する委託に際しては、市は、財団と委託契約を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は、第6条第1項中の「6億円」とあるのは、「7億円」とする。

(過疎地域とみなされる区域の特例)

3 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第6条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「20億円」とあるのは「24億円」

と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年5月31日告示第271号)
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第118号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年度貸付限度額の特例)
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、第6条第4項中「7億5千万円」とあるのは、「8億円」と読み替えるものとする。

附 則(平成22年2月25日告示第60号)
この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成22年12月3日告示第478号)
この要綱は、平成22年12月3日から施行し、平成22年4月1日以降の申請分から適用する。

附 則(平成25年8月1日告示第329号)抄
(施行期日)
1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第289号)
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第160号)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第15条関係)
地域総合整備資金借入申込書
[別紙参照]

様式第2号(第15条関係)
事業計画書
[別紙参照]

様式第3号(第17条関係)
地域総合整備資金貸付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第19条関係)
金銭消費貸借契約証書
[別紙参照]

様式第5号(第19条関係)

保証書

[別紙参照]

様式第6号(第21条関係)

地域総合整備資金貸付事業進捗状況報告書

[別紙参照]

様式第7号(第22条関係)

地域総合整備資金貸付事業完了報告書

[別紙参照]